

## 国保高齢受給者の窓口負担などについて

国民健康保険高齢受給者証（70歳～74歳）をお持ちの方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からこの特例措置が見直されることになり、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

### ☆平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

- 70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります）
  - 対象月の前月に自己負担割合「2割」または現役並み所得者の自己負担割合「3割」の受給者証を郵送します。医療機関にかかる際には必ず提示してください。
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

### ☆平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

- 平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります）
  - 4月以降の自己負担割合を「2割（特例措置により1割）」に変更した受給者証を3月に郵送します。自己負担割合が「3割」の方は除きます。
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 国保の保険証を3月に郵送で一括更新します

現在、お使いの国民健康保険（国保）の保険証の有効期限は、平成26年3月31日までとなっていますので、3月中に新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、世帯の皆さんの分をまとめ、世帯主あてに簡易書留郵便で3月中に郵送しますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外の市町村に住む場合は、在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は必要ありません。

現在、お使いの国民健康保険（国保）の保険証の有効期限は、平成26年3月

## 国民健康保険の退職者医療制度

会社などを退職して年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の方とその家族（被扶養者）は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

### ■対象になる方

次の条件のどちらにもあてはまる被保険者と、その被扶養者が対象です。

- ①65歳未満で国保に加入している方
- ②厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

### ■被扶養者（扶養家族）とは

退職被保険者とともに生活し、主に退職被保

険者の収入によって生計を維持している次の条件すべてにあてはまる方です。

- ①退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ②65歳未満で国保に加入している方
- ③年間の収入が130万円（60歳以上の方や障がい者は180万円）未満の方

### ■加入手続き

年金受給権の発生した日から、退職被保険者制度の適用資格を得ます。年金証書を受け取ったら年金証書と、現在お使いの国民健康保険証および印鑑を持って、14日以内に窓口に出してください。新しい国民健康保険証が交付されます。なお、医療費の自己負担割合は一般の国保と同様です。

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 高齢者実態調査にご協力を

高齢者の皆さんの生活状況や保健福祉に関する意識を把握し、今後の保健福祉施策の参考とするため、「高齢者実態調査」を実施します。

調査は、対象者全数の中から抽出して行います。調査対象となった方やご家族の皆さんにはお手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

	要介護認定者等調査（居宅）	要介護認定者等調査（施設）
対象者	要介護認定を受けていて、介護保険施設などに入所していない方	要介護保険施設などに入所している方
調査方法	訪問面接調査	郵送によるアンケート ※ご家族へ発送
調査期間	3月1日～3月31日	3月5日～3月25日
主な調査内容	①健康・生活状況 ②介護保険・介護予防について ③介護者の状況 など	①介護保険について ②自己負担額について ③施設サービスについて など

■問合せ 福祉保健課介護保険係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ■運営協議会委員を募集しています■

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議いただく運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員などを除きます）
- 【応募人数】 5人
- 【任期】 平成26年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合および福祉保健課窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成26年4月30日（水）
- 【選考】 選考委員会を設置し、提出された小論文などにより、総合的に委員を選考します
- 【報酬など】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）  
福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）